

白 山 市

新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年7月改定

白 山 市

— 目 次 —

項 目	頁
I はじめに	1
II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	2
II－1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	2
II－2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	4
II－3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	4
II－4 新型インフルエンザ発生時の被害想定等	5
II－5 対策推進のための役割分担	7
II－6 市行動計画の主要5項目	10
(1) 実施体制	10
(2) 情報収集・提供・共有	10
(3) 予防・まん延防止	11
(4) 医療	15
(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保	16
II－7 発生段階	16
III 各発生段階における対策	19
1 未発生期	20
(1) 実施体制	20
(2) 情報収集・提供・共有	20
(3) 予防・まん延防止	21
(4) 医療	22
(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保	22
2 海外発生期	24
(1) 実施体制	24
(2) 情報収集・提供・共有	24
(3) 予防・まん延防止	25
(4) 医療	26
(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保	26
3 県内未発生期	27
(1) 実施体制	27
(2) 情報収集・提供・共有	27
(3) 予防・まん延防止	28
(4) 医療	29

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保	29
4 県内発生早期	30
(1) 実施体制	30
(2) 情報収集・提供・共有	30
(3) 予防・まん延防止	31
(4) 医療	31
(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保	31
5 県内感染期	33
(1) 実施体制	33
(2) 情報収集・提供・共有	33
(3) 予防・まん延防止	34
(4) 医療	34
(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保	35
6 小康期	36
(1) 実施体制	36
(2) 情報収集・提供・共有	37
(3) 予防・まん延防止	37
(4) 医療	37
(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保	37
IV 白山市新型インフルエンザ等対策推進体制	38～42
(参考資料)	
国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策	1～3
・・・県としての対応	

I はじめに

(1)行動計画策定の背景及び趣旨

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

このため、病原性が高い新型インフルエンザや新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置等を定めた、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が平成24年（2012年）5月に制定、平成25年（2013年）4月に施行された。

本行動計画は、特措法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって国全体としての万全の態勢を整備し、白山市の新型インフルエンザ等対策の強化を図るために定めるものである。

(2)行動計画の位置づけ

県においては、国の行動計画に準じて、平成17年12月に「石川県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、その後、国の行動計画改定を踏まえ平成21年3月及び平成24年3月に改定が行われ、平成26年3月に「石川県新型インフルエンザ等対策行動計画」に改定された。

本市においては、国・県の行動計画をもとに、平成21年9月に「白山市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定したところである。今回の計画は、特措法第8条の規定に基づく市の新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画である。計画策定にあたっては、県の行動計画に基づくとともに、感染症に関する専門的な知識を有する者その他学識経験者の意見等を聴いたうえで作成した。

本行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

①感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

②感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応については、本行動計画の参考として別添「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」を示す。

また、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ、国は政府行動計画を随時変更するものとしており、本市においても必要に応じて、その都度、見直すものとする。

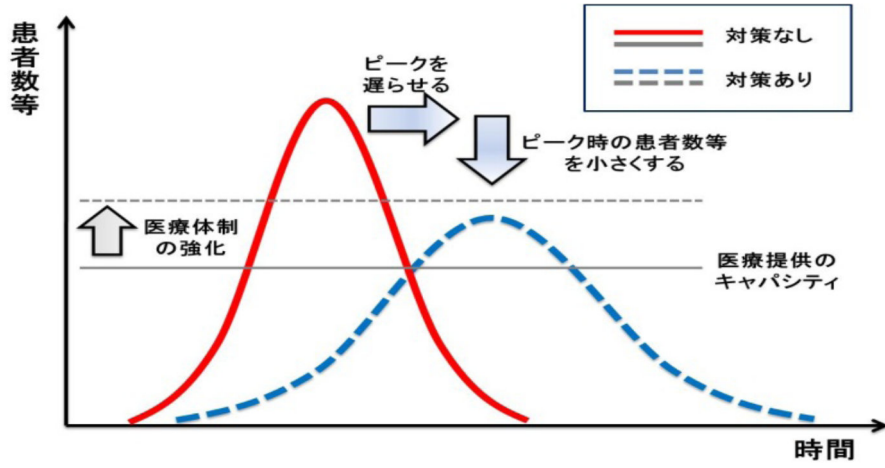
II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

(II-1) 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、またその発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国、本市への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

- 1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- 2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

〈対策の効果 概念図〉



(II-2)新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。本行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、発生した地域の特性、その他の状況を踏まえ、政府が基本的対処方針を示すこととし、県は示された方針に基づき実施すべき対策を選択し決定する。市は県と連携し対策を推進する。

- (1) 発生前の段階では、国による水際対策の実施体制の構築に加え、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備、ワクチンの供給体制の整備、市民に対する啓発など発生に備えた事前の準備を周到に行っておく。
- (2) 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。
- (3) 国内のいずれかの都道府県で発生した段階では、病原体の市内への侵入をできる限り遅らせ、患者の早期発見、市内での発生に備えた体制整備を行うことが重要。
- (4) 県内の発生当初の段階では、患者の入院措置、抗インフルエンザウイルスによる治療、病原性に応じては不要不急の外出自粛、施設の使用制限等を行い、感染拡大を抑制する対策を講ずる。
- (5) 国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ強力な対策を実施するが、情報を収集し対策の必要性を評価し、適切な対策へと切り替える。また状況の進展に応じ見直しを行う。

(II-3)新型インフルエンザ等対策の実施上の留意点

市又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、県行動計画及び市行動計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とす

る。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

(4) 記録の作成・保存

市は、発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

(II-4) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因(出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等)や宿主側の要因(人の免疫の状態等)社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは、不可能である。

本行動計画を策定するに際して、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、県を1つの例として次のように推計した。

		石川県	白山市
患者（人口の25%）		約29万人	約2.9万人
医療機関の受診患者数		約12万人～約23万人	約1.2万人～約2.3万人
中等度	入院患者数	約4,900人	約490人
	1日あたり最大入院患者数	約940人	約94人
	死亡者数	約1,600人	約160人
重度	入院患者数	約19,000人	約1,900人
	1日あたり最大入院患者数	約3,650人	約365人
	死亡者数	約5,900人	約590人

※県の積算数を基に白山市の人数を試算した。

H26.3.31 現在人口より

※入院者数及び死亡者数は、県の医療機関受診患者数の上限値の23万人を基に過去に世界で大流行したアジアインフルエンザ等を中等度(致命率0.53%)、スペインインフルエンザを重度(致命率2.0%)として推計

※県では全人口の25%が罹患し流行が約8週間続くという仮定の下では、中等度の場合、1日当たりの最大入院患者数(流行発生から5週目)は、約940人、重度の場合は3,650人と推計。

※これらの集計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象とされているところである。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、政府行動計画を踏まえ以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。

- ・ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

(II-5)対策推進のための役割分担

① 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する。「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力的に推進する。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

② 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

また県は、新型インフルエンザ等の発生前から、「石川県新型インフルエンザ等対策警戒本部」（以下「県警戒本部」という。）の枠組を通じ、全庁的な取組を総合的に推進する。

各部局は、県行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

③ 市の役割

市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

④ 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

⑤ 指定（地方）公共機関の役割
<p>指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。</p>
⑥ 登録事業者
<p>特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。</p> <p>新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。</p>
⑦ 一般の事業者
<p>事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。</p> <p>県民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。</p>
⑧ 市民
<p>新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。</p>

(II-6)市行動計画の主要5項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(1)実施体制」、「(2)情報収集・提供・共有」、「(3)予防・まん延防止」、「(4)医療」、「(5)市民生活及び市民経済の安定の確保」の5項目に分けて立案している。項目ごとの対策については、発生段階ごとに記載するが、横断的な留意点等については以下のとおりとする。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあるため、国・県の危機管理の問題として、国、県、市及び事業者が相互に連携を図り、一体となって取り組む必要がある。

各部局は、相互に連携を図りつつ、行動計画等を実施するために必要な措置を講ずる。また、業務継続計画を作成し、新型インフルエンザ等の発生時においても、各部局の重要業務を継続する体制を整える。特に、海外発生期においては、関係部局における認識の共有を図るとともに、関係部局間の連携を確保し、一体となった取組を推進する。

海外で新型インフルエンザ等が発生し、市民生活に影響が及ぶ恐れがある場合、国・県の指導の基、健康福祉部長を本部長とする「白山市新型インフルエンザ等対策警戒本部」(以下「市警戒本部」という。)を設置し、各部局の重要業務の体制を整える。また、特措法に基づく緊急事態宣言がなされた場合もしくは、県内未発生期においては、速やかに市長を本部長とする「市対策本部」を設置し迅速かつ的確な感染予防対策を講じる。

(2) 情報収集・提供・共有

(ア) 情報収集・提供・共有の目的

市の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市、医療機関、事業者、個人など、受取手に応じた情報提供のため、インターネットを含めた多様な媒体を用いて理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。外国人、障がい者などの情報が届きにくい人へも配慮する。

(イ) 発生前及び発生時における市民等への情報提供

予防的対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報を提供する。特に児童、生徒等に対しては、学校等は集団感染が発生するなど地域における感染拡大の起点となりやすいことから、健康福祉部と教育委員会等が連携し、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。発生時には、発生段階に応じて市内外の発生状況・対策の実施状況等について対策の実施体制を明確にしなが、患者等の人権にも配慮して情報提供を実施する。

(ウ) 情報提供体制

情報提供に当たっては、情報を集約して一元的に発信する体制を構築し、適時適切に情報を共有する。

(3) 予防・まん延防止

(ア) 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

(イ) 主なまん延防止対策

個人における対策については、県内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、緊急事態宣言がされている場合においては、必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行う。地域対策・職場対策については、県内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

(ウ) 予防接種

i) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限り記載する。

ii) 特定接種

ii-1) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、

- ①「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
 - ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
 - ③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員
- とされている。

政府行動計画において、事前に上記の基本的な考え方を整理しているが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定するとされている。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

ii-2) 特定接種の接種体制

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する県又は市が実施主体となり、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。

iii) 住民接種

iii-1) 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言がされている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言がされていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位については、政府行動計画において、以下の4つの群に分類されるとともに、状況に応じた接種順位とすることが基本とされている。事前に下記のような基本的な考え方が整理されているが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて政府対策本部が決定するとされている。

- ①医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者
 - ・妊婦
- ②小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③成人・若年者
- ④高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、以下のような基本的な考え方を踏まえて決定される。

- 1) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方
- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
 - ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
 - ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者
- 2) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方
- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
 - ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者
- 3) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方
- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
 - ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

iii-2) 住民接種の接種体制

住民接種については、市が実施主体となり、原則として集団的接種により実

施することとなるため、接種が円滑に行えるよう、県と連携し、接種体制の構築を図る。

iv) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定される。

v) 医療関係者に対する要請

市は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請する。

(4) 医療

(ア) 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延しかつ国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

(イ) 発生前における医療体制の整備

二次医療圏等の圏域を単位とし、保健福祉センター等を中心とした医師会等の関係者からなる県の対策会議を設置された場合、県と密接に連携を図りながら医療体制の整備に協力する。

(ウ) 発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等の県内での発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症に基づき新型インフルエンザ等の患

者等を感染症指定医療機関等に入院させることとする。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者がみられるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関(内科、小児科等、通常インフルエンザの診療を行うすべての医療機関)で診療する体制に切り替える。

感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、地域においては、事前に、その活用計画を策定しておく必要がある。また、在宅療養の支援体制を整備しておく。

(5)市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの市民が患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人のり患や家族のり患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、国、県、市、医療機関、指定(地方)公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行い、対応する。

II-7 発生段階

新型インフルエンザ等対策にあたっては、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から海外での発生、国内で発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、5つの段階に分類している。国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定することとしている。

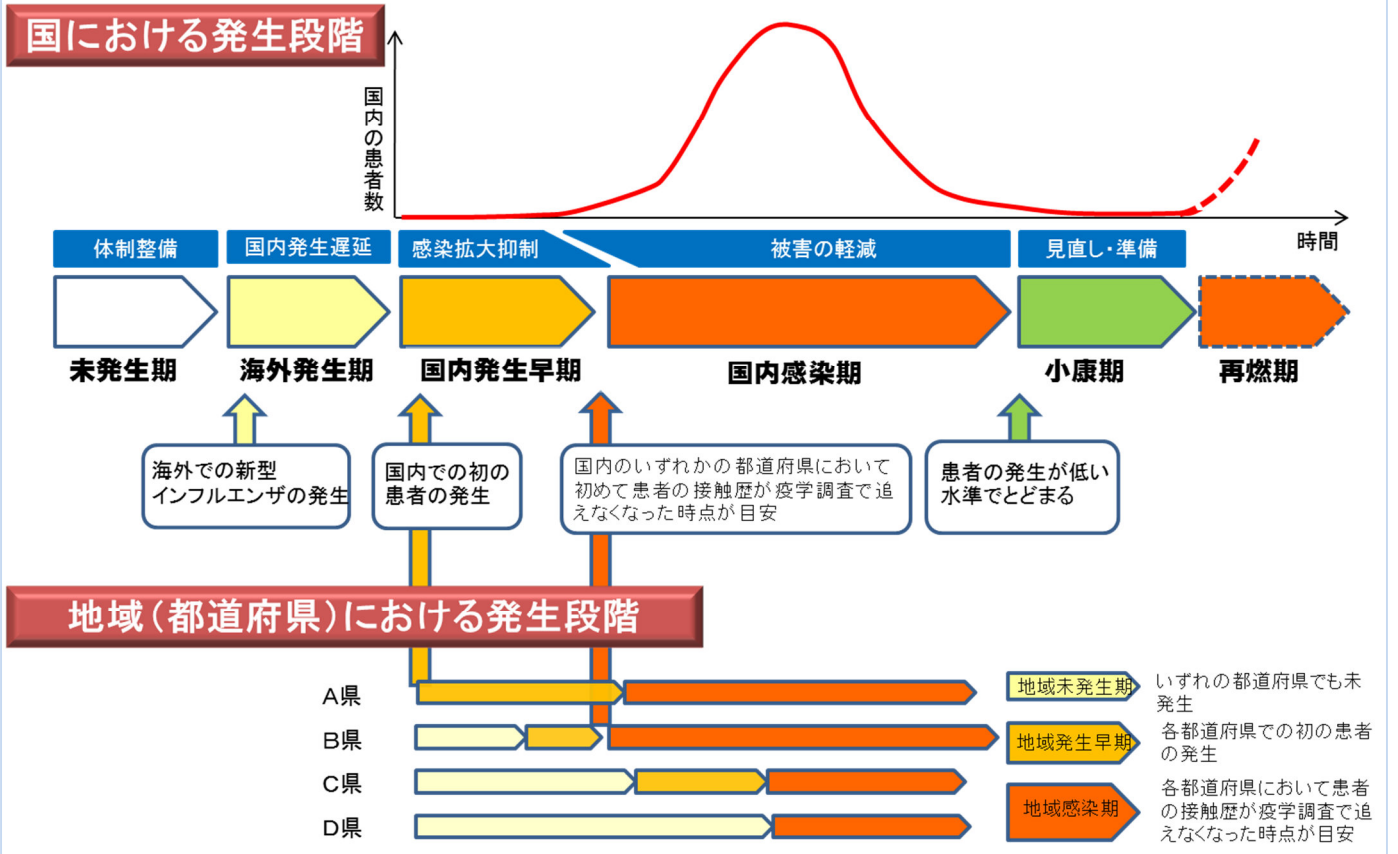
一方、地域での発生状況は様々であり、医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、その移行については県が判断することとされている。県における発生段階は次の6つに分類されるため、市においても6段階として段階に応じて実施することとする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要である。

＜白山市、石川県及び国行動計画の発生段階＞

流行状態	発生段階	
	市・ 県行動計画	国行動計画
新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期	未発生期
海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	海外発生期	海外発生期
いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内では発生していない状態	県内未発生期	国内発生早期
県内で新型インフルエンザ等の患者は発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	県内発生早期	
県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	県内感染期	国内感染期
新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期	小康期

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



Ⅲ 各発生段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要5項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、市は、国が作成する基本的対処方針に基づき対策を実施することとなっており、個々の対策の具体的な実施時期は、段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

1 未発生期

・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

目的：

・ 発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、県及び関係機関との連携を図り、対応体制の構築、事前の準備を推進する。
- 2) 国や海外の情報を注視する。

(1) 実施体制

(1)-1 行動計画等の作成

市は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。

(1)-2 体制の整備及び県との連携強化

- ①市は取組体制を整備・強化するため初動対応体制の確立や発生時に備えた業務継続計画の策定等を進めるとともに未発生期における対策の実施状況を定期的にフォローする。
- ②市は県と、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認を実施する。

(2) 情報収集・提供・共有

(2)-1 継続的な情報収集・提供

- ①市は、国県を通じて新型インフルエンザ等の対策に関する県内外の情報を収集する。
- ②市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- ③市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

(2)-2 体制整備等

市は、コミュニケーションの体制整備等の事前の準備として以下を行う。

- ①新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- ②県、関係機関等とメールや電話を活用して、また可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。
- ③新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、県のコールセンター等の活用、市の相談窓口等を設置する準備を進める。

(3) 予防・まん延防止

(3)-1 対策実施のための準備

(3)-1-1 個人における対策の普及

市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

(3)-1-2 衛生資器材等の供給体制の整備

市は、衛生資器材等（消毒薬、マスク等）の生産・流通・在庫等の状況を把握する。

(3)-2 予防接種

(3)-2-1 ワクチンの供給体制

市は県と連携し、必要に応じて県内の関係機関と協議のうえ、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。

(3)-2-2 基準に該当する事業者の登録

- ①市は、国が作成する特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示す登録実施要領に基づき、事業者に対して、登録作業に係る周知に協力する。
- ②市は、市内の事業者の登録申請の受け付け、基準に該当する事業者の登録事業者としての登録について、国に協力する。

(3)-2-3 接種体制の構築

(3)-2-3-1 特定接種

市は、特定接種となりうる市職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう接種体制を構築する。

(3)-2-3-2 住民接種

- ①市は、国及び県の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。
- ②市は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町間で広域的な協定を締結するなど、市以外の市町における接種を可能にするよう努める必要がある。そのため、県の、技術的な支援を受ける。
- ③市は、速やかに接種することができるよう、国が示すモデル等を参考に医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について、準備を進める。

(3)-2-4 情報提供

市は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位の在り方といった国から提供される基本的な情報について情報提供を行い、市民の理解促進を図る。

(4) 医療

(4)-1 地域医療体制の整備

市は保健福祉センター等を中心として、地域医師会、薬剤師会、医療機関、消防等の関係者からなる地域連携会議に参画し密接に連携をとりながら地域の実情に応じた医療体制の整備を支援する。

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(5)-1 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

市は、市内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り）、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きを検討する。

(5)-2 火葬能力等の把握

市は県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備しておく。

(5)-3 物資及び資材の備蓄等

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。

2 海外発生期

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

目的：

- 1) 国内の状況等を注視しつつ、県内発生が遅延と早期発見に努める。
- 2) 国内・県内発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、県との連携のもと準備体制をとる。
- 2) 国県等との連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、市民等に準備を促す。

(1) 実施体制

(1)-1 体制強化等

市は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあり、国が関係省庁対策会議又は新型インフルエンザ等対策閣僚会議を開催した場合には、速やかに「市警戒本部」を設置し、市の初動対処方針について協議・決定する。特措法 34 条に基づき、「緊急事態宣言」がなされた場合は、「市対策本部」を設置する。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、「市警戒本部」において設置が必要と判断した場合には、任意の対策本部を設置することとする。

(2) 情報収集・提供・共有

海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国県等を通じて必要な情報を収集する。

(2)-1 情報収集

市は海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国等を通じて必要な情報を収集する。

(2)-2 情報提供

- ①市は、市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確

にしながら、ホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、情報提供し、注意喚起を行う。

②相談窓口の設置

市は、国の作成したQ & A等や国のコールセンターを周知するとともに、県のコールセンターとの役割分担により住民からの相談に対応できる相談窓口等を設置し、適切な情報提供を行う。

③市は、相談窓口等を設け、新型インフルエンザ等の疾患のみならず、生活相談等広範な内容にも対応できる体制を整備する。

(2)-3 情報共有

市は、県等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

(3) 予防・まん延防止

(3)-1 市内でのまん延防止対策の準備

県と連携し、感染拡大防止のため、人と人との接触の機会を少なくすることが不可欠であることから、状況に応じ、社会・経済活動が制限される事態が想定されることを市民・事業者等に周知する。

学校、保育施設等における手洗い・うがい等感染予防対策について周知する。

(3)-2 予防接種

(3)-2-1 接種体制

(3)-2-1-1 特定接種

市は、国が特定接種を実施することを決定した場合は、政府が基本的対処方針において定める特定接種の具体的運用等に基づき、市職員に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

(3)-2-1-2 住民接種

①市は、国が、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始したときには、国及び県と連携して、接種体制の準備を行う。

②市は、国の要請を受け、全市民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、事前に市行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

(3)-2-2 情報提供

市は、県と連携し、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

(4) 医療

(4)-1 新型インフルエンザ等の医療体制整備・支援

県においては、国の要請を受けて、帰国者・接触者外来を整備し、また帰国者・接触者相談センターを設置する。

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(5)-1 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

市は、支援が必要な在宅の高齢者、障がい者等について、生活支援体制の整備を実施する。

(5)-2 遺体の火葬・安置

市は県の要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備えて、一時的に遺体を安置できる施設等

3 県内未発生期

・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、本県では発生していない状態。

目的：

- 1) 県内発生が遅延と県内発生早期発見に努める。
- 2) 県内発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 県内発生に備え、原則として海外発生期の対策を継続する。
- 2) 国内発生、流行拡大に伴って、国が定める基本的対処方針等に基づいて、必要な対策を行う。
- 3) 県内未発生であっても、政府対策本部が行う緊急事態宣言により、緊急事態措置を実施すべき区域の公示を受けた場合は、積極的な感染対策等を行う。

(1) 実施体制

(1)-1 市対策本部の設置

国内で発生した場合、国県の方針を踏まえて、「市対策本部」を設置し対策について協議・決定する。

市は、市対策本部を中心として、政府が決定したその時点での基本的対処方針を確認し、対策の検討、見直しを行い全庁一体となった対応に当たる。

(2) 情報収集・提供・共有

(2)-1 情報提供

市民に対して、国内外の発生状況と具体的な対策等を詳細にリアルタイムで情報提供する。

(2)-2 情報共有

市は、国や県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。

(2)-3 相談窓口等の体制充実・強化

市及び県は、国の配布する状況の変化に応じたQ & Aの改定版を踏まえ、相談窓口等の体制の充実・強化を図る。

(3) 予防・まん延防止

(3)-1 市内でのまん延防止策

市は、県内未発生期であっても地域全体で積極的な感染対策を講じること
で、流行のピークを遅らせることが重要であることから、住民、事業者等に対
して次の要請を行う。

- ・住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・う
がい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨す
る。
- ・事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
- ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ必要に応じて、学校・保育施設等におけ
る感染対策の実施に資する目安を示すとともに、県内発生した場合の、学校保
健全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を検討し、又は学校
の設置者に検討を要請する。
- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な
感染対策を講ずるよう要請する。
- ・高齢者施設等の基礎疾患を有するものが集まる施設や多数の者が居住する施
設等における感染対策を強化する。

(3)-2 予防接種

(3)-2-1 特定接種

市は、国においてワクチンが確保された場合は、ワクチンを速やかに供給する
準備を行うとともに、特定接種を進める。

(3)-2-2 住民接種

- ①市は、特措法第 46 条に基づき、国が決定した、住民への接種順位に係る基本
的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情
報を踏まえ、パンデミックワクチンが、供給が可能になり次第、関係者の協力
を得て、臨時予防接種を開始する。また市民へ接種に関する情報提供を開始す
る。
- ②市は、接種の実施にあたり、国及び県と連携して、保健福祉センター等、保健
センター、学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等によ
り接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行
う。

(3)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

県内において緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え政府の

対処方針に基づき必要に応じ県の指導の基に実施する。

- ①外出自粛の要請等
- ②施設の使用制限の要請等

(4) 医療

(4)-1 医療体制の整備・支援

県においては、帰国者や国内患者の濃厚接触者に対し、帰国者・接触者外来や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制の充実・強化を行う。

(4)-2 医療体制整備への協力

県の医療体制整備に協力する。

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(5)-1 市民への呼びかけ

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

(5)-2 遺体の火葬・安置

市は県の要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備えて、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

(5)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ①水の安定供給
- ②生活関連物資等の価格の安定等

4 県内発生早期

・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

目的：

- 1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。発生した新型インフルエンザ等の状況等により、緊急事態宣言が行われた場合、積極的な感染対策等をとる。
- 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 4) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

市は、対策本部を中心として、県と協議のうえ、感染対策の実施を図る。

(1)-1-2 市対策本部の設置

県内未発生期の記載を参照 (P27 参照)

(2) 情報収集・提供・共有

(2)-1 情報収集・提供・共有

国内未発生期と同様の対策を継続する。

(2)-2 相談窓口等の体制充実・強化

市は、引き続き、相談窓口等の体制の充実・強化を図る。

(3) 予防・まん延防止

(3)-1 市内でのまん延防止策

国内未発生期と同様の対策を継続する。

(3)-2 予防接種

(3)-2-1 特定接種

市は、引き続き、特定接種を進める。

(3)-2-2 住民接種

①市は、国が決定した、住民への接種順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえ、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、臨時予防接種を開始する。また、市は、引き続き、市民へ接種に関する情報提供を行う。

②市は、接種の実施にあたり、国及び県と連携して、保健福祉センター等・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

③緊急事態宣言が出されている場合は、特措法 46 条に基づき臨時予防接種を実施する。

(3)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

県内において緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え政府の対処方針に基づき必要に応じ県の指導の基に実施する。

①外出自粛の要請等

②施設の使用制限の要請等

(4) 医療

県の医療体制整備に協力する。

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(5)-1 市民への呼びかけ

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

(5)-2 遺体の火葬・安置

市は県の要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備えて、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うことを要請する。

(5)-3 緊急事態宣言がなされている場合の措置

- ①水の安定供給
- ②生活関連物資等の価格の安定等を図る。

5 県内感染期

- ・県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態。
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。

目的：

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 市民生活・市民経済への影響を最小限に抑える。

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。
- 2) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 3) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 4) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

市対策本部は、国の国内感染期に入った旨及び国内感染期の対処方針の公示を踏まえ、県と協議の上、今後の対応を確認・決定する。

※市対策本部の設置 県内未発生期P27を参照

(2) 情報収集・提供・共有

(2)-1 情報収集・提供・共有

県内未発生期と同様の対策を継続する。

(2)-2 相談窓口等の継続

市は、国の配布する状況の変化に応じたQ & Aの改定版を踏まえ、相談窓口等を継続する。

(3) 予防・まん延防止

(3)-1 県内でのまん延防止策

県内未発生期と同様の対策を継続する。

県の指導の基、医療機関に対し、患者の治療を優先することから患者との濃厚接触者(同居者除く)への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与の継続の有無については、国の指示に従う。患者の濃厚接触者を特定しての措置(外出自粛要請、健康観察)は、中止する。

(3)-2 予防接種

市は、県内発生早期の記載を参照(P31)し、予防接種を実施する。

(4) 医療

(4)-1 患者への対応

県において医療体制を整備する。

- ①帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び、感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。
- ②入院治療は重症者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
- ③医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて国が示す対応方針を周知する。

(4)-2 在宅で療養する患者への支援

市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(5)-1 市民・事業者への呼びかけ

市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

緊急事態宣言がなされている場合の措置

①水の安定供給

②生活関連物資等の価格の安定等

③新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

国の要請を受けて、市は、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

④遺体の火葬・安置

- ・市は、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるようにする。
- ・市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するようにする。

6 小康期

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・ 大流行はいったん終息している状況。

目的：

- 1) 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

対策の考え方：

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

県の指導のもと、国において小康期に入った旨及び縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針が公示された場合に、市民にこれを周知する。

(1)-1 緊急事態解除宣言

県の指示のもと、国が緊急事態措置の解除宣言を行った場合は、市民に周知する。

(1)-2 対策の評価・見直し

国・県の各段階における対策に関する評価を踏まえ、必要に応じ、行動計画、マニュアル等の見直しを行う。

(1)-3 市対策本部の廃止

府県対策本部が廃止され、緊急事態解除宣言がされたときは、市対策本部を廃止する。

(2) 情報収集・提供・共有

(2)-1 情報収集・提供

第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。

(2)-2 相談窓口等の体制の縮小

市は、状況を見ながら、相談窓口等の体制を縮小する。

(3) 予防・まん延防止

(3)-1 予防接種

市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。緊急事態宣言がされている場合には、上記に加え流行の第二波に備え特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。

(4) 医療

(4)-1 医療体制

県等は、国と連携し、新型インフルエンザ発生前の通常の医療体制に戻す。

市は、県の要請に応じ適宜協力する。

緊急事態宣言がされている場合の措置については、必要に応じ県内感染期に講じた措置を適宜縮小し、中止する。

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(5)-1 市民への呼びかけ

市は、必要に応じ、市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

(5)-2 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

緊急事態宣言がなされている場合、市は県と連携し、国内・県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

IV 白山市新型インフルエンザ等対策推進体制

新型インフルエンザ等の発生に迅速かつ的確に対応するために、各段階に応じ、組織体制を整備する。

①未発生期において

各部局は、相互に連携を図りつつ行動計画を実施するために必要な措置を講じる。市民に対する啓発など発生に備えた事前の準備を行っておく。

②海外発生期

海外発生期においては、関係部局における認識の共有を図るとともに、連携を確保し、一体となった取組を推進する。健康福祉部長を本部長とする「市対策警戒本部」を設置し、各部局の重要業務を継続する体制を整える。

市警戒本部・・・別表1

③県内未発生期・県内発生早期・県内感染期

緊急事態宣言がなされた場合または、国内及び県内で新型インフルエンザ等が発生し、市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は、市長を本部長とする「市対策本部」を設置し、迅速かつ確かな感染予防対策を講じる。市対策本部・・・別表2

【 白山市新型インフルエンザ等対策警戒本部 】別表1 (H26.4.1現在)

警戒本部長	健康福祉部長
警戒副本部長	健康福祉部次長
本部員	総務部長、企画財政部長、市民生活部長 産業部長、観光文化部長、建設部長、上下水道部長 会計管理者、教育委員会事務局教育部長、議会事務局長 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長、消防署長、美川支所長、鶴来支所長、 河内市民サービスセンター所長、吉野谷市民サービスセンター所長、 鳥越市民サービスセンター所長、尾口市民サービスセンター所長、 白峰市民サービスセンター所長

【 白山市新型インフルエンザ等対策本部 】 別表2 (H26. 4. 1現在)

対策本部長	市 長
対策 副本部長	副市長、教育長
本部員	総務部長、企画財政部長、健康福祉部長、市民生活部長 産業部長、観光文化部長、建設部長、上下水道部長 会計管理者、教育委員会事務局教育部長、議会事務局長 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長、白山野々市広域消防本部消防長、 美川支所長、鶴来支所長、河内市民サービスセンター所長、 吉野谷市民サービスセンター所長、鳥越市民サービスセンタ ー所長、尾口市民サービスセンター所長、白峰市民サービス センター所長

各部局が担う役割分担

新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、各部局が連携をとりながら全庁的な取組みを行います。

部局名	課名	事務分掌
対策本部	健康増進課 防災安全課	①対策本部の設置及び廃止に関すること ②対策本部会議に関すること ③各部局・支所・サービスセンターとの連絡調整に関すること ④国・県との連絡調整に関すること ⑤新型インフルエンザ等に関する情報の公表に関すること ⑥近隣市町との情報の共有及び連絡調整に関すること ⑦その他情報の収集及び伝達に関すること ⑧対策本部の庶務に関すること
総務部	総務課	①町内会への協力要請及び連絡調整に関すること
	職員課	①市役所業務の推進に必要な要員の確保に関すること ②職員の感染防止対策に関すること

	管財課	①庁舎及び各支所等の感染予防対策に関すること ②感染防止対策業務の遂行に必要な車両の確保・配車に関する こと
企画財政部	財政課	①本部の予算計画及び感染防止対策に係る資金調達に関するこ と ②感染に伴う財政処置全般に関すること
健康福祉部	生活支援課 障害福祉課	①障害者福祉施設への情報提供及び感染調査に関すること ②障害者等の要援護者対策に関すること ③社会福祉協議会との連絡調整に関すること ④日本赤十字社との連絡調整に関すること
健康福祉部	長寿介護課 高齢者支援セ ンター	①高齢者福祉施設への情報提供及び感染調査・緊急措置に関す ること ②ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯等の要援護者対策に関 すること。 ③高齢者福祉施設の感染予防及び感染拡大防止に関すること
	子育て支援課 こども福祉室	①保育所等の児童福祉施設の感染予防及び感染拡大防止に関す ること ②保育所等の児童福祉施設への情報提供及び感染調査・緊急措 置に関すること ③保護者会等関係団体への協力要請に関すること
	健康増進課 保険年金課	①感染予防及び感染拡大防止全般に関すること ②保健福祉センターとの連絡調整に関すること ③医師会・医療機関との連絡調整に関すること ④相談窓口の設置 ⑤予防接種に関すること ⑥他の部局の所掌事務に属さないこと

市民生活部	広報広聴課	①市内全域への周知に関する事 ②報道機関等との連絡調整に関する事
	防災安全課	①生活物資の需給安定確保に関する事 ②消防団員の動員及び配備に関する事 ③消防本部との連携
	環境課	①ごみ及びし尿の運搬に関する事 ②死亡者の埋火葬に関する事
産業部	商工課	①市内事業所等及び商工会議所等との連絡調整に関する事 ②市内事業所等及び店舗等の感染予防及び発生状況調査に関する事 ③市内事業所等の経営維持に必要な緊急措置に関する事
観光文化部	観光課	①観光施設及び観光団体との連絡調整に関する事 ②観光施設の感染防止対策及び情報提供に関する事 ③風評被害の防止に関する事
	国際交流課	①国際交流事業に係る外国人の受け入れに関する事 ②多言語による情報の伝達に関する事
	文化振興課	①文化施設に関する事
建設部	建築住宅課	①公営住宅入居者への情報提供に関する事
上下水道部	企業総務課	①水の安定的・適切な供給に関する事 ②委託関連業者等への感染防止対策及び情報提供に関する事
教育委員会	教育総務課	①教育委員会各課との連絡調整に関する事 ②教育関係団体への協力要請に関する事 ③教育関係に必要な緊急措置に関する事
	学校教育課	①学校教育施設の感染予防及び感染拡大防止に関する事 ②児童・生徒の感染調査及び緊急措置に関する事 ③保護者等への情報提供及び連絡に関する事

<p>情報連絡部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計管理者 ・ 議会事務局 ・ 選挙管理委員会事務局 ・ 監査委員会事務局 ・ 農業委員会事務局 ・ 各支所 市民サービスセンター 	<ul style="list-style-type: none"> ① 本部長の特命に関する事 ② 各課の応援に関する事 ③ 議員との連絡調整に関する事 ④ 各支所との連絡調整に関する事
<p>各部局共通事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 所管施設の感染予防及び感染拡大防止に関する事 ② 関係機関との感染予防及び感染拡大防止のための連絡調整に関する事 ③ 事務事業の継続計画に関する事 ④ イベント等の事業の自粛に関する事

〈参考資料〉

**国内外で鳥インフルエンザが人で発症
した場合の感染対策**

鳥インフルエンザが鳥から人への感染が発生した場合、市としては、以下の県行動計画のもと、県の指示にて感染対策を実施する。

国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

※ これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

(1) 実施体制

(1)-1 県の体制強化

県等は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、関係部局対策会議を開催し、人への感染対策に関する措置について協議・決定する。(健康福祉部、関係部局)

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

県は、鳥インフルエンザに関する県内外の情報を収集する。情報収集源としては、以下のとおりとする。(健康福祉部、農林水産部)

- ・ 国際機関 (WHO、OIE、国連食糧農業機関 (FAO) 等)
- ・ 国立大学法人北海道大学 : OIE リファレンスラボラトリー
- ・ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
- ・ 地方自治体

(2)-2 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

県等は、県内における鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。(健康福祉部)

(3) 情報提供・共有

(3)-1 県等は、県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、国や発生した市町と連携し、発生状況及び対策について、県民に積極的な情報提供を行う。(健康福祉部、農林水産部、環境部)

(3)-2 県等は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHO が情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、国からの情報提供等に基づき、県民に積極的な情報提供を行う。(健康福祉部、農林水産部、環境部)

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 在外邦人への情報提供

県は、鳥インフルエンザの発生国に滞在・留学する在外邦人に対し、直接又は国内の事業所又は学校等を通じ、海外での家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生状況や鳥インフルエンザの人への感染状況について情報提供、感染予防のための注意喚起(養鶏場や生きた鳥が売られている市場への立入り自粛等)を行う。(総務部、健康福祉部、教育委員会、関係部局)

(4)-2 人への鳥インフルエンザの感染対策

(4)-2-1 疫学調査、感染対策

- ① 県等は、国に対し、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請。(健康福祉部)
- ② 県等は、国からの要請により、疫学調査や接触者への対応(抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等)、死亡例が出た場合の対応(感染防止の徹底等)等を実施する。(健康福祉部)

(4)-2-2 家きん等への防疫対策

- ① 県は、鳥インフルエンザウイルスの人への感染を防止する観点等から、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家きんでの発生を予防するため、県内の農場等の段階での衛生管理等を徹底する。(関係部局)
- ② 県は、県内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場

合には、国と連携して、石川県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫対策マニュアルに基づき、以下の対策を実施する。

- ・ 国の支援を受け、防疫指針に即した県の具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家さん等の移動制限等）を行う。（農林水産部）
- ・ 殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要がある、県による対応が困難である等やむを得ないと認められる場合には、国に対し自衛隊の部隊等による支援を要請する。（農林水産部、危機管理監室）
- ・ 防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。（県警本部）

（５）医 療

(5)-1 県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ① 県等は、国の助言を踏まえ、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合には、医療機関に対し適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行うよう要請する。（健康福祉部）
- ② 県等は、国から提供される検査方法に関する情報等により、保健環境センターにおいて亜型検査を実施するとともに、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施する。（健康福祉部）
- ③ 県等は、感染症法に基づき鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、入院その他の必要な措置を講ずる。（健康福祉部）

(5)-2 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHO が情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

- ・ 県等は、海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、保健福祉センター等に情報提供するよう医療機関等に周知する。（健康福祉部）
- ・ 県等は、発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関等に周知する。（健康福祉部）

白山市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年7月改定

白山市健康福祉部健康増進課

〒924-0865 白山市倉光三丁目100番地

TEL 076-274-2155 FAX 076-274-2158

e-mail kenkouzoushin@city.hakusan.lg.jp